

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

1. 事業所における感染対策に関する目的と基本的な考え方

指定障害児通所施設は、感染症及び食中毒(以下「感染症等」)に対する抵抗力が弱い児童が活動する場であり、こうした児童が多数活動する環境は、感染が広がりやすい状況にあるという認識に立った上で、児童発達支援えんじょ〜い glow up!(以下「事業所」)においては、感染症等の発生の予防、または、まん延の防止に必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用児ならびに職員の安全確保を図ります。

2. 感染対策のための委員会に関する基本方針

(1) 感染対策委員会の設置

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に努める観点から、「感染対策委員会」(以下「委員会」という。)を設置します。

① 設置目的

- (ア)事業所の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進します。
- (イ) 決定事項や具体的対策を事業所全体に周知するための窓口となります。
- (ウ)事業所における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となります。
- (エ)感染症が発生した場合、指揮の役割を担います。

② 委員会の構成員とその役割

委員会は下記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとします。

- (ア)管理者
- (イ)保育士
- (ウ)児童指導員

(2) 感染対策委員会の開催

委員会は委員長が招集し、概ね3か月に1回以上の定期会議、感染症が流行する時期等を勘案して必要時に臨時会議を開催します。結果については職員等に周知します。また開催は必要に応じてオンラインによる方法を利用することもできることとします。

3. 感染対策のための研修及び訓練に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、事業所における指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、年2回以上の研修および年2回以上の訓練を実施します。また、新規採用者には、採用時に研修を行います。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況を把握するために、施設内における感染および感染発生の状況の把握を行います。また、感染拡大をいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行います。発生時は委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行います。その内容は感染対策委員会で報告します。

5. 感染症および食中毒の対応に関する基本方針

(1) 平常時の対策

① 施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理)

当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、トイレ等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的に行い、施設内の衛生管理、清潔の維持に努めます。

② 支援にかかる感染症対策(標準的な予防策)

支援の場面では、手洗いを徹底し、必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 食中毒予防のための衛生管理

当事業所では、提供する飲食物を介した食中毒の発生を防止するため、次の点に留意して衛生管理を行います。

- (1) 飲食物の提供にあたっては、賞味(消費)期限、保存方法、包装状態等を確認し、異常が認められるものは使用しません。
- (2) 飲食物の盛り付けや配膳に従事する場合は、従事前到手洗い及び手指消毒を実施し、必要に応じて手袋やマスクを着用します。手袋は用途ごとに交換し再利用しません。
- (3) 共用の食器・コップ等は、中性洗剤と流水を用いて洗浄した後、十分に乾燥させます。使い捨て食器を使用する場合は、繰り返し使用しません。
- (4) 冷蔵・冷凍が必要な食品は、適正な温度で保管し、長時間の室温放置を避けます。持ち込みの飲食物を提供する場合は、保護者へも同様の留意を依頼します。

④ 手洗いの基本

1. **流水で予洗い** まず水で軽く汚れを流す。石けんが泡立ちやすくなり、洗浄効果上がる。
2. **石けんを十分に取る** 手のひら全体を覆える量が必要。水だけではウイルス除去効果が弱い。
3. **手のひらをこする** シワが多く汚れが残りやすい部分。指を使って丁寧に。
4. **手の甲を洗う** 重ねた手のひらでまんべんなくこする。
5. **指の間を洗う** 洗い残しが最も多い部分。1本ずつ意識して洗う。
6. **親指をねじり洗い** 汚染率が高く忘れやすい。付け根(拇指球)も忘れずに。
7. **指先・爪周りを洗う** 手のひらに押し付けてこすり洗い。胃腸炎ウイルスはここに残りやすい。
8. **手首を洗う** 内側・側面・外側をねじるように。
9. **流水でしっかりすすぐ** 泡には汚れ・菌が含まれるため、完全に流す。

10. 清潔なタオルで乾燥 家族でタオル共有は NG。ペーパータオルが理想。

⑤ 消毒液の適正な使用

1. 適量を手に取る 目安は 3mL(ポンプ 1~2 押し)。少なすぎると効果が落ちる。
2. 手のひら全体に広げる まずは広い面から。乾く前に次のステップへ。
3. 手の甲・指の間をこする 洗いが残しやすい部分。指を 1 本ずつ意識して。
4. 親指・指先を重点的に ウイルスが最も残りやすい。指先は手のひらに押し付けてこする。
5. 手首まで消毒する 手首は意外と接触が多い。ねじるように。

(2) 発生時の対応

万が一、感染症および食中毒が発生した場合は「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」及び関連する省令・通知等に従い、感染の拡大を防ぐため、次の対応を図ります。

① 発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、マニュアルに従って報告します。

② 感染拡大の防止と業務継続

職員は感染症もしくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するためマニュアルに沿って速やかに対応します。また、感染症発生時の業務継続については、感染症発生時における業務継続計画（以下「BCP」）に従います。

③ 行政機関への報告

次のいずれかに該当する場合には、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に基づき、速やかに長崎市の障害福祉主管部局（指定権者）及び所管保健所へ報告し、その指示を仰ぎます。

- (1) 感染症法に基づく一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症等の患者又はその疑いのある者が発生したとき。
- (2) 同一の感染症又は食中毒の患者又は疑いのある者が、施設内で 1 週間以内に 10 名以上又は全利用児童の概ね 2 分の 1 以上発生したとき。
- (3) 上記(1)(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向と比較して明らかに多発しているなど、施設長が報告を必要と認めたとき。

報告に当たっては、発生状況、感染症名又は症状の概要、人数、対応状況等を整理し、所定の様式又は行政機関の指示に従って行います。報告内容、日時及び担当者名は記録として保存します。

④ 医療機関との連携

利用児童に重篤な症状が認められる場合、または医療的判断が必要と考えられる場合には、速やかに保護者へ連絡し、主治医又は協力医療機関への受診を勧奨します。救急搬送が必要な場合は、緊急連絡体制に基づき対応します。

⑤ 保護者・関係者への連絡

感染症又は食中毒の発生が確認された場合には、個人情報に留意しつつ、感染症名（または症状の概要）、発生状況、事業所として講じている対策、保護者に求める対応等について、文書や連絡帳等を通じて速やかに情報提供を行います。また、相談支援専門員、学校等の関係機関と必要に応じて情報共有し、支援方針の調整を図ります。

⑥ 再発防止及び事後検証

感染症又は食中毒の終息後、感染対策委員会において発生原因及び対応内容を振り返り、課題の分析と再発防止策の検討を行います。その結果を踏まえて、指針・マニュアル・BCP、研修内容等を見直します。

⑦ 食中毒が疑われる場合の特記事項

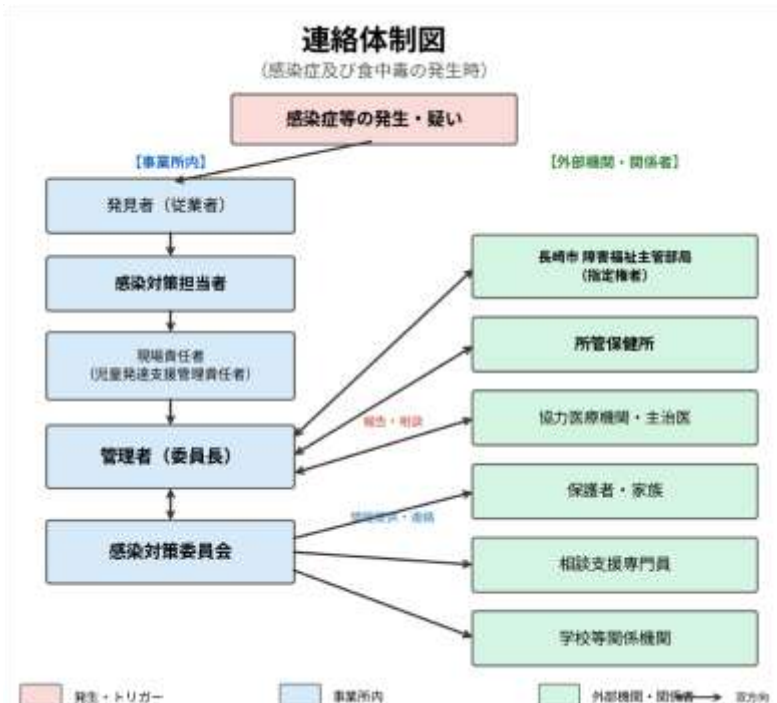
感染症だけでなく、飲食物を原因とする食中毒が疑われる場合には、前各号に定める対応に加えて、次の点に留意して対応する。

- (1) 同じ飲食物を摂取した利用児童及び職員の有無・人数・症状・摂取日時を整理し、原因と考えられる飲食物を特定するよう努める。原因と考えられる飲食物は直ちに提供を中止し、必要に応じて廃棄又は保管する。
- (2) 嘔吐や下痢が認められた場合は、周囲の児童を安全な場所へ移動させ、使い捨て手袋、マスク等を着用した上で嘔吐物・汚物の処理を行う。処理後は、適切な消毒薬を用いて床面や周辺を消毒し、十分に換気を行う。
- (3) 同一の飲食物を摂取した利用児童に、発熱、腹痛、下痢、嘔吐などの症状が複数認められる場合は、食中毒の可能性のあることを保護者に説明し、速やかな受診を勧奨する。
- (4) 飲食物の提供を行う外部事業者（仕出し弁当、給食センター等）がある場合には、発生状況及び原因と疑われる飲食物について、事業者にも連絡し、情報共有を行う。
- (5) 上記の状況が、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に定める報告基準に該当すると判断される場合は、③に定めたとおり、速やかに札幌市の障害福祉主管部局（指定権者）及び所管保健所へ報告し、その指示に従う。

6. 連絡体制

委員会を中心とした事業所内及び関連機関との連絡体制を整備します。

※連絡体制図



7. その他感染対策の推進のために必要な基本方針

当該指針は、委員会において定期的に見直しを実施し、必要な改正などを行います。

8. 指針の閲覧について

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針は、利用者及び家族等が確認できるように事業所内にて公表します。